

〈論文〉

張九齡代筆の勅書に見る唐朝の外交姿勢

泉 敬史

はじめに

唐の開元二十一年（733）に宰相となった張九齡が、君主玄宗の名において周辺諸国の王に宛てて書いた外交文書が残されている。『欽定全唐文』（以下『全唐文』とする）卷二八三から始まる「張九齡條」に載せられている、突厥・吐蕃・識匿・契丹・護密といった諸国への勅書と、それに混ざって残された新羅・渤海・日本といった東夷の国王へ宛てた勅書がそれである^①。そこには新羅への「勅新羅王金重熙書」一通と「勅新羅王金興光書」三通、渤海への「勅渤海王大武芸書」四通、そして日本の聖武天皇に宛てた「勅日本國王書」が一通だけ載せられている。

これら勅書の書面は、唐朝の正式外交文書である以上いずれも相当の格式と規定に則つて書かれたものであるが、相手国によって微妙に書式に差異を持たせており、これは優秀な文官として玄宗皇帝に仕えた張九齡が意図的に書き分けをした結果であろうと思われる。本稿では当時の国際情勢を勘案しながら、唐王朝がランク分けをしていたと思われる周辺諸国間の位置づけの相違について、張九齡代筆の勅書に見られる書面上の差異を手がかりに論じてみたい。

1. 張九齡起草書面

宰相張九齡の名前は、新旧両唐書の列伝の中に見ることができる。それによれば、彼は韶州曲江（今の広東省曲江县）の人で、科挙に合格した進士として中央朝廷に場所を得た秀才であった。

『新唐書』一二六卷、列伝第五一張九齡の条にこんな記述がある。

帝怒曰「豈以仙客寒士嫌之邪，卿固素有門閥哉」九齡頓首曰「臣荒陬孤生，陛下過聽，以文学用臣。仙客擢胥史，目不知書」

これは涼州都督の牛仙客という者を尚書に推薦する建議に対して、張九齡がその家柄の悪さを指摘して反対した際の玄宗とのやり取りであるが、家柄が悪いのはお前も同じだろうと言う玄宗に向かって、彼は頓首しながらそれを認め、認めた上で、自分は文を以て臣として仕えているのであり、仙客が胥史としていかに優れていようとも、書を知る者ではありませんと答えている。同じ科挙出身の宰相として活躍した張説同様、張九齡の出自も低いものであり、科挙という制度の確立によって新たに誕生した階層に属していた。文や書に関する才能や知識を武器にのし上がったいかにも科挙出身者らしい矜持がここには見られる。

同じく『新唐書』の記述によると、幼い頃から秀才ぶりを發揮していた張九齡は、張説の抜擢によって昇進を重ね、ついには宰相の位にまで達するのであるが、唐皇室出身の李林甫や、彼に推挙された地方官吏出身の牛仙客といった、タイプの異なるライバルたちとの確執があったようである。その際彼が頼みとしたのは進士としての教養であり、彼はその武器をフルに駆使して派閥間の攻防に臨んだはずである。たとえば勅書の起草のような重大な職務は、彼の教養を十分に発揮する格好の機会であり、朝廷が威儀をもって周辺諸国に宣すべきさまざまな事柄を遗漏なく織り込んだものであったと考えられよう。つまり唐玄宗朝の外交姿勢を十分に反映した書面であると判断できるのである。

2. 勅書一覧

それでは『全唐文』に見られる張九齡が代筆した周辺諸国王宛の外交文書を拾ってみる。『全唐文』は張九齡に巻二八三から二九三の11巻を割いており、その中で、周辺諸國宛の文書は巻二八四から二八七の4巻に、合計30通載せられている。それらを掲載順に番号を付けて以下に記す。

表1：張九齡が周辺諸国に宛てた勅書

番号	文書名	掲載巻	君主号	冒頭句
1	勅新羅王金重熙書	二八四	王	勅
2	勅新羅王金興光書	二八四	王	勅
3	勅契丹王據埒可突于等書	二八五	王	勅
4	勅新羅王金興光書	二八五	王	勅
5	勅新羅王金興光書	二八五	王	勅
6	勅渤海王大武芸書	二八五	王	勅

張九齡代筆の勅書に見る唐朝の外交姿勢

番号	文書名	掲載巻	君主号	冒頭句
7	勅渤海王大武芸書	二八五	王	勅
8	勅渤海王大武芸書	二八五	王	勅
9	勅渤海王大武芸書	二八五	王	勅
10	勅突厥苾伽可汗書	二八六	可汗	勅
11	勅突厥可汗書	二八六	可汗	勅
12	勅突厥登利可汗書	二八六	可汗	勅
13	勅突厥可汗書	二八六	可汗	勅
14	勅突騎毗伽可汗書	二八六	可汗	勅
15	勅突厥可汗書	二八六	可汗	勅
16	勅突厥可汗書	二八六	可汗	勅
17	勅突厥可汗書	二八六	可汗	勅
18	勅吐蕃贊普書	二八六	贊普	皇帝問
19	勅吐蕃贊普書	二八七	贊普	皇帝問
20	勅吐蕃贊普書	二八七	贊普	皇帝問
21	勅吐蕃贊普書	二八七	贊普	皇帝問
22	勅吐蕃贊普書	二八七	贊普	皇帝問
23	勅吐蕃贊普書	二八七	贊普	皇帝問
24	勅吐蕃贊普書	二八七	贊普	皇帝問
25	勅護密國王書	二八七	國王	勅
26	勅護密國王書	二八七	國王	勅
27	勅識匿國王書	二八七	國王	勅
28	勅勃律國王書	二八七	國王	勅
29	勅罽賓國王書	二八七	國王	勅
30	勅日本國王書	二八七	國王	勅

ここでまず注目したいのが、国によって君主号が変えられていることと、各勅書の冒頭に掲げられた文言に違いがあることである。上表にまとめた通り、君主号については「王」、「可汗」、「贊普」、「國王」の4通りに呼び分けられている。また、冒頭の文言については、「贊普」と呼ばれる吐蕃の王に対しては「皇帝問」の文言を用いており、それ以外の国に対しては「勅」の字一文字で筆を起こしている。最後の30番目に見える日本国王への勅書において、聖武天皇は「國王」と呼ばれ、唐の玄宗皇帝に「勅」されているのである。

3. 君主号の相違

君主号の違いは以下のように区別できる。

表2：君主号の相違

王	新羅, 契丹, 渤海の3国9通
可汗	突厥, 突騎施の2国8通
贊普	吐蕃1国7通
國王	護密, 識匿, 勃律, 頂賓, 日本の5国6通

まず「可汗」と「贊普」であるが、これは突厥、吐蕃の各国家が自ら号した君主号である。『旧唐書』卷一九四上、列伝第一四四上、突厥上の条にこう記されている。

可汗者、猶古之单于、

「单于」とは匈奴の最高首領の称号であり、『漢書・匈奴伝』に見ることができる^②。また、『旧唐書』卷一九六上、列伝一四六上、吐蕃上の条にはこう記されている。

其國人號其王為贊普、

このように、いずれも自国でそう呼ばれていた君主号であることがわかる。一方、『新唐書』列伝第一四五東夷、日本の条にはこう記されている。

神武立、更以天皇為號、

日本はその君主号を「天皇」としており、これは自称という点において突厥の「可汗」や吐蕃の「贊普」と同様である。それを唐朝は承知していながら、突厥や吐蕃とは違って、その号を用いて「天皇」と呼ぶことをせずに敢えて「國王」と呼んでいるのである。

次に契丹の君主号であるが、以下に述べる理由から、彼らもまた「可汗」の称号を用いていたのではないかと考える。まずは契丹が匈奴の流れをくむ部族であること。匈奴の首領は「单于」と呼ばれたが、それは「可汗」へと名前を変えて突厥や突騎施に伝わっていった。であるならば、契丹でも同様であった可能性がある。さらに突厥との関係である。ユーラシア大陸の北辺を西から東まで広大な勢力範囲を誇った突厥は、隋による中国統一直後の583年に東西に分裂した。その東突厥の更に東隣に位置したのが契丹であった。

『新唐書』卷二一八、列伝第一四四北狄、契丹の条にこうある。

風俗与突厥大抵略倅侔。

契丹はその風俗を突厥とほとんど同じくしていた。また、武徳年間に、契丹が唐と通じることを嫌う突厥の可汗に対して、太宗が「契丹は突厥と同類ではない」とわざわざ言っていることからも両国のつながりの深さが察せられる^③。さらに唐によって武衛大将軍・松漠都督に任じられていた契丹の高官盡忠が反乱を起こした際に、「無上可汗」と自号したという記述も見られる^④。以上の点から、契丹が、その君主をやはり「可汗」と号していたと考えられるのである。すると唐朝は、日本同様この契丹の君主号を敢えて無視したことになる。唐朝の君主号「皇帝」の「皇」の字がつく日本の「天皇」号は不遜であると退

けられたのかもしれない。しかし、突厥には許した「可汗」の号を、契丹には許さなかつたとするなら、そこには何らかの理由があったはずで、相手国の君主号を尊重するかしないかの違いには、唐朝側のその国に対する認識の相違が反映されていたと考える。つまりそれは、当時の唐朝の外交姿勢の一面を物語る手がかりなのである。相手国の自号を尊重し、突厥と突騎施の王を「可汗」、吐蕃王を「贊普」とした張九齡は、契丹に対してはその気遣いを示さなかった。日本の君主に対しても「天皇」ではなく「國王」の字を充てた。

これは「以文学用臣」と答えた張九齡の不手際などではもとよりなく、唐朝の外交姿勢を的確に書面化したものなのである。

4. 外交関係上の手がかり

次に「王」という呼び方であるが、『新唐書』卷二一九、列伝第一四四北狄、渤海の条にこう記されている。

睿宗先天中、遣使挾祚榮為左驍衛大將軍、渤海郡王、
先天とは玄宗の年号であり、『冊府元龜』卷九六四の記載にもあるように^⑤、これは玄宗の時代のことであろうと判断できる。また、『旧唐書』卷一九九下、列伝第一四九下北狄、渤海靺鞨の条にもこうある。

開元七年、祚榮死、玄宗遣使弔祭、乃冊立其嫡子桂婁郡王大武芸襲父為左驍衛大將軍、渤海郡王、

渤海王は渤海郡王とも呼ばれしており、郡という以上唐帝国の一部という意識が強く持たれていた。それはなぜかというと、「左驍衛大將軍」とあるように、渤海王は唐朝の一家臣として遇されていたからであり、いわゆる羈縻支配や冊封支配といわれる外交関係が結ばれていたことがわかる。新羅についても『全唐文』の新羅王宛て書面（表1の1, 2, 4, 5）から唐とかなり密接な外交関係を持っていたことは明らかである。

その他の国についてはどうであろうか。『新唐書』卷二二一下、列伝第一四六下、域下、識匿の条にこうある。

開元十二年、授王布遮波資金吾衛大將軍。
『新唐書』卷二二一上、列伝第一四六上、西域上、罽賓の条にはこうある。

開元七年、《中略》天子冊其王葛邏達支特勒。
同じく大勃律の条にはこうある。

開元時、三遣使者朝、故冊其君蘇弗舍利支離泥為王。
小勃律の条にはこうある。

開元初、《中略》詔冊為小勃律王、

つまりこれらの国々も、皆それぞれに唐に冊封される形での外交関係を結んでいるのである。

さて、以上を表にまとめると次のようになる。

表3：国別比較

国名	冊封関係	自称号	唐朝での号	冒頭句
吐蕃		贊普	贊普	皇帝問
突厥		可汗	可汗	勅
突騎施		可汗	可汗	勅
新羅	○		王	勅
渤海	○		王	勅
契丹	○	可汗	王	勅
護密			國王	勅
識匿	○		國王	勅
勃律	○		國王	勅
罽賓	○		國王	勅
日本		天皇	國王	勅

これを見てわかるのは、同じ冊封支配をしている国家でも、「王」と「國王」に呼び分けていることである。これは冊封関係にある属国を身内とみなして「王（郡王）」と呼び、そうでなければ他国であるから「國王」と呼ぶ、といった区分法では説明できない呼び分けである。つまりもっと細かい格付けの仕方があった。それは、冊封を受けて、唐朝と友好的な関係を結んでおり、さらに近隣の国でもあった新羅が「王」と呼ばれ、同じ冊封関係下にあっても、西域の小諸国は「國王」と呼ばれるような格付けの仕方であった。最後に一通だけ勅書が残された日本は、この格付けの仕方から見る限り、海を隔てた彼方の国であり、冊封も受けていない「化外の国」であった。

冒頭の文言についてであるが、「勅」と「皇帝問」の違いは明らかである。「勅」とは「詔」の意味で、天子のことば、つまり命令である。「皇帝問」という書き出しに対して、「勅」の字ははるかに高圧的であり、その文書全体を君主が家臣に下す命令書にしている。ただ一国だけ張九齡に「皇帝問」と書かせている吐蕃が、他の周辺諸国とは違う立場にあったことは明白であろう。

5. 唐朝の外交姿勢

以上の考察から、張九齡が勅書を書き送った11カ国に、彼が書面上に正確に反映させたであろう唐朝の外国姿勢をほぼ優遇順に並べてみたのが表3の国別比較である。張九齡が宰相の座にあったのは、開元二十一年（733）から二十四年（736）までの足掛け4年間

に過ぎないが、その期間に彼が残したこれら 30 通の勅書は、当時の唐朝を中心とした国際関係の状況を知る上での貴重な手がかりになる。その中で日本は、他の周辺諸国と比べて最も低い優先度を与えられた国家であった。むろんこれは猫の目のように変わる國際情勢のごく限られた期間の実態に過ぎない。たとえば朝鮮半島に百濟や高句麗といった国が存在していた時代にあっては、日本は外交上の重要なポジションを与えられていたし、半島を統一した新羅が唐にとって十分に利用価値を持っていた時期だからこそその順位である。しかしこのような唐朝の外交姿勢は、この時期に長安に留学していた日本人留学生たちの危惧を招いたことであろう。8世紀の訪れとともに大宝律令を完成させ、則天武后の下にそれを獻じて国家としての面目を整えたのもつかの間、國際情勢の変動は日本を危うい立場へと向かわせていた。吉備真備や阿倍仲麻呂が抱いた燃えるような向学心は、このような危機感に培われたものであったのかもしれない。

〈注　釈〉

- ①山内晋次「唐よりみた八世紀の国際秩序と日本の地位の再検討」(『続日本紀研究』245, 1986年7月)では、『文苑英華』(1966年発行、中華書局版六冊本)卷四六八～四七一に見られる張九齡の筆による35通の勅書が考察されている。学恩を謝す。
- ②「单于姓攢鞮氏，其國称之曰擇犁孤塗单于。匈奴謂天為擇犁，謂子為孤塗，单于者，広大之貌也，言其象天单于然也。」
- ③『新唐書』卷二一八，列伝第一四四北狄，契丹の条。
- ④『新唐書』卷二一八，列伝第一四四北狄，契丹の条。「盡忠自號無上可汗，」
『旧唐書』卷一九九上，列伝第一四九下北狄，契丹の条。「盡滅尋自称無上可汗，」
「盡滅」とは、盡忠の反乱に激怒した則天武后が、盡忠に代えてつけた名。
- ⑤「玄宗先天二年二月拝高麗大首領高定伝為特進是月封靺鞨大祚榮為渤海郡王」

* 本稿は 1998 年 8 月に中国杭州で開催された「遣唐使時代の東アジア文化交流史」国際シンポジウムでの発表論文を加筆、改訂したものである。